



【三重県感染症対策連携協議会】

- ・ 感染症法の改正（R4年12月9日）により、第10条の2に基づき新たに設置。
- ・ 県、保健所設置市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関、その他の関係機関により構成し、感染症予防計画について協議する。
- ・ 平時からの連携強化、綿密な準備を通じて、感染症発生・まん延時における機動的な対策の実施を図る。